議事概要

令和5年度 第2回 新潟市消費生活審議会 第1回 新潟市消費者教育推進地域協議会 議事概要

日 時: 令和5年11月6日(月)午後3時00分から午後4時25分

場 所: 新潟市役所本館3階 対策室2·3

出席者: 新潟市消費生活審議会委員(新潟市消費者教育推進地域協議会委員)

澤田委員、長谷川雪子委員、吉川委員、長谷川聡実委員

髙杉委員、風間委員、和田委員、相馬委員、津吉委員、近藤委員

事務局

鈴木市民生活部長、渡部市民生活課長、

消費生活センター永井所長、曽我主査、二村主査

傍聴者: なし

1 開会

2 挨拶 鈴木市民生活部長

3 議事

(1) 正副委員長(正副会長)の互選

(事務局) 資料1により委員の互選により決めることになる。委員長、会長について皆様からご意見はないか。なければ、澤田委員に委員長、会長をお願いしたい。

い。なけれは、倖田安貝に安貝女、云女をわ願いし

(異議なし)

(事務局) 異議なしで、澤田委員に委員長、会長をお願いする。

(澤田委員) 了解した。

(澤田委員長) 副委員長、副会長について意見はないか。事務局案はあるか。

(事務局) 長谷川聡実委員に副委員長、副会長をお願いしたい。

(異議なし)

(澤田委員長) 異議なしで、長谷川聡実委員に副委員長、副会長をお願いする。

(長谷川聡実委員) 了解した。

(2) 消費生活センターの令和4年度事業結果及び令和5年度事業計画について

(永井所長) 資料2により説明

(和田委員) 血圧計、体温計の検査はどこで、どのように行っているのか。広報はどのよ

うにしているのか。

(永井所長) 当センターに持ち込んでいただき、当センターの器具で検査している。広報

は当センターの細長いパンフレットでお知らせしている。それ以外では特に

広報はしていない。

(補足説明) 当センターの血圧計検査器具の有効期限が先月末で切れたため、

現在は使用していない。今後はメーカーでの検査を利用するこ

とになる。

(髙杉委員) 特商法の改正から5年後の見直しの時期に来ている。改正後も相談件数がな

かなか減らない。特商法改正の見直しにあたり、どのような点に課題がある

のか、センター概要に記載して欲しい。

(永井所長) ご意見ありがとうございます。

(3) 「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」の進捗状況について

(永井所長) 資料3、参考資料1、2、3により説明

(長谷川雪子委員)

推進計画の目標指標の指標2と指標3の取組は、令和4年度事業結果や令和 5年度事業見込みのどの事業になるのか。事業結果はどこに反映されるのか。

(永井所長) 参考資料1の令和5年度事業見込みでは、4ページの「消費者教育の推進」 の右側の事業見込みの欄に「出前講座の実施」とあるのが指標2に該当する。 また、7ページの見守りネットワークの活用、持続可能な見守りネットワークの充実が指標3に該当する。

各事業の結果は、資料2のセンター概要の44ページから47ページに実施概要を記載している。

(長谷川聡実委員)

取組1の消費者リーダーの育成の状況と学校との関わりを教えて欲しい。

(永井所長) 学校支援課と課題を共有しながら検討している。学校現場での行事やカリキュラムの関係でなかなか実践できないが、取組は鋭意進めていく。

(長谷川聡実委員)

家庭科や社会科のなかで現代的な課題についても学校教育で進められれば良いと思う。

- (髙杉委員) 取組2にSNSの活用とあるが、センターの情報はLINEでもあまり目に していない。積極的に発信して欲しい。
- (永井所長) 屋根修理に関しては、7月にLINE、10月に Yahoo!くらしに掲載した。 LINEは受け手が情報を探しに行かなくても伝えることができるので、今 後も機をとらえて発信していく。

(補足説明) 11月1日の新潟日報に屋根修理トラブルに関する事業者が逮捕されたという記事があった。事業者はこれだけではないので 今後も注意が必要。

- (和田委員) 消費者協会は子ども消費者学習やセンターからの委託事業に講師を派遣している。しかしながら、講師の高齢化と人手不足のため負担が大きく、これらが進めば何れは受けることができなくなることが考えられる。今後の消費者学習についてどのように考えているのか。
- (永井所長) 消費者協会が抱えている課題は承知している。全ての事業の実施が難しい場合は、優先順位を付けて何を子ども達に一番伝えたいのかを検討する必要がある。子ども達への消費者教育は欠かせない事業なので今後も取組は進めていく。

(津吉委員) LINEやYahoo!の情報は、どのようにすれば見ることができるのか。

(永井所長) LINEは新潟市と友達登録する必要がある。登録の仕方は市のHPに掲載されている。

(津吉委員) 興味のない人にも知ってもらえるように、と思う。

(吉川委員) 多重債務相談の広報はHPに掲載とあるが、HPの他に広報はしているのか。

(永井所長) 多重債務の相談概要はHPのみに掲載している。広報誌のようなものに掲載 はしていない。

(曽我主査) 多重債務に関して毎年12月に県下一斉特別相談日を設け、市報でお知らせ

している。消費生活に関しても若者や高齢者を対象に特別相談日を設け市報 で広報している。

- (吉川委員) 広報がHPだけだと、相談窓口があることがわからず、たどり着けない人もいると思う。
- (永井所長) 資料2のセンター概要の43ページに「当センターを知ったきっかけ」が記載されている。「インターネットがきっかけ」が一番多く、これは市のHPで知ったという訳ではなく、スマホで多重債務と検索したら相談窓口があることを知ったというもの。広報ではないが参考までお知らせする。

(4) その他

- (永井所長) 柔軟仕上げ剤の香りについての相談が当センターや保健所などに寄せられている。委員の周りにもこのような香りに困っている人はいるか。また香りについてどのようにお考えか、お聞きしたい。
- (和田委員) 無香料の製品が少なく値段も高い。無香料を使いたい人には選択肢がなく、 消費者としては困っている。
- (近藤委員) 娘が香りの強い柔軟剤を使っている。香りが好きな人には良いようだ。
- (和田委員) 医学的な根拠があって実際に困っている人がいれば、好き嫌いではなく、企業も消費者もそういう人への配慮が必要。
- (津吉委員) 個人の選択の自由なので使っている人に強要はできない。ただ、多くの人に 影響があり科学的な根拠があるのであれば、その旨を広報、啓発すべき。
- (髙杉委員) 住宅建材の揮発性物質による過敏症の方がいる。過敏症になるとどのにおい もだめで、本当に大変な思いをされている。大きな問題だと思う。
- (永井所長) 香りについては、個人差があること、人体との関係が解明されていないこと、 成分に関する法的基準がないことなどから、現時点で出来ることは周囲に配 慮した使用をお願いすることだと思う。
- (髙杉委員) 今年の夏ローサのエアコンが故障した。ローサは行きにくく、施設が古いた め次に何かあるのではと心配。ローサからの移転を検討してはどうか。
- (永井所長) 具体的な計画はないが、働きかけていきたい。

4 閉会

【配付資料】

- · 新潟市消費生活審議会規則 · 新潟市消費者教育推進地域協議会要綱
- ・令和5年度新潟市消費生活センター概要
- 新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画(三次改定)
- ・令和5年度事業見込み(三次改定)
- · 令和 4 年度事業結果 (二次改定)
- 新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画(二次改定)抜粋
- ・国民生活センターHP写し(香りについて)

- ・・資料 1
- ・資料 2
- ・資料3
- ・・参考資料 1
- **分本**添加 0
- ・・参考資料 2
- ・・参考資料3
- • 情報提供